

経済団体の意見に対する各省からの回答

1. 営業の許可・認可に係る手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	1. ワンスオンリーのさらなる推進 ○ 建設業の変更の届出について、企業は役員や社員の必要情報に関する多数の添付書類を行政に提出 ⇒ ①登記されていないことの証明書 ②身分証明書 ③住民票 ④健康保険被保険者証の提出を省略可能とすべき	建設業許可申請手続については、行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)において、行政手続コストを20%削減するとの目標が設定されていることを踏まえ、申請書類の削減・簡素化に取り組んでいるところ。 申請者と許可行政庁の負担等も踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。	国土交通省
2	日本経済団体連合会	1. ワンスオンリーのさらなる推進 ○ 放送区域の変更がある都度、事業者は全ての提供区域に関する住所情報(町丁目単位)を書面およびデータで提出 ⇒ 放送区域の拡大に伴う変更登録に際して、住所情報の変更箇所のみでのデータ提出を可能とすべき	登録一般放送事業者における登録事項の変更に関して、業務区域の変更については、一般放送の業務の登録申請書に準じて変更箇所が分かるように記載されていれば、当該変更箇所のみでの記載として差し支えない。 また、変更登録申請書の表部分については、放送法施行規則第217条に基づき、当該データを記録したCD、DVD等電子媒体での提出も可能である。	総務省
3	日本経済団体連合会	2. 手続のオンライン化・ワンストップ化<デジタルファースト><ワンストップ> ○ 医薬品の卸売販売業、高度管理医療機器等販売業の許可・変更等の手続について、各自治体で書類様式や手順が異なる ⇒ 各手続における申請書類の様式を統一するとともに、オンライン・ワンストップでの申請を可能とすべき	(申請書類の様式の統一) ご指摘の医薬品の卸売販売業、高度管理医療機器等販売業の許可・変更等の手続も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に基づく申請・届出に関しては、各地方公共団体が示す様式による提出のほか、薬機法施行規則において定めている様式により提出を行っていただいても差し支えないものであり、その旨は各地方公共団体に対しても事務連絡(平成30年1月31日付け)を発出しています。 (オンライン・ワンストップ) 「デジタル・ファースト法案(仮称)」の本年中の国会提出により、バックオフィス連携による添付書類撤廃、押印や対面手続などの本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等を実現することとされていることを踏まえ、検討していきます。	厚生労働省
4	日本経済団体連合会	2. 手続のオンライン化・ワンストップ化<デジタルファースト><ワンストップ> ○ 貸金業法の変更届出にあたり、協会支部と財務事務所が書面を二重で確認 * 貸金協会会員の場合 ⇒ 届出のオンライン化を進めるとともに、マイナンバー制度の活用により添付書類を削減すべき	届出等のオンライン化や電子基盤を活用した添付書類の省略等については、事業者負担の軽減の観点から重要な課題と認識しており、金融庁においても、本年4月に「行政手続コスト削減のための基本計画」を公表するなど、検討を進めているところ。 ご指摘の貸金業法に係る変更届出についても、同計画において、オンライン化阻害要因を精査し、実現可能なものについては、「平成31年中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の態勢整備に着手する」としており、これに沿って、協会との連携のあり方も含め、引き続き検討・実施してまいりたい。	金融庁
5	日本経済団体連合会	4. 手続の必要性の見直し(BPR) ○ 保険業法に基づく届出事項に、必ずしも事前届出の必要性が高くないと思われる事項が存在 ⇒ 子会社の住所変更や特殊関係者の業務の内容変更等について、事前届出の必要性を再検討できないか	子会社の住所変更の届出については、現行は事前に届け出ることが求められているところ(保険業法施行規則第85条第1項第6号)、事後の届出を認めることについて、ご指摘を踏まえ検討を行うこととする。	金融庁
6	日本経済団体連合会	5. その他 ○ 登録一般放送事業者と届出一般放送事業者との間で登録・届出内容の変更の際の取り扱いに不合理な差異が存在 ⇒ 登録一般放送事業者に適用される「軽微な変更」による事後の届出について、届出一般放送事業者にも適用すべき	登録一般放送事業者は、放送法第126条第2項第2号第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、事前に総務大臣の変更登録を受けなければならないところ、その変更の内容が総務省令で定める「軽微な変更」に該当する場合、遅滞なく届け出ることとしている。 一方、届出一般放送事業者の手続は、特段の審査を要しないものの、実際に業務を行う段階において、受信者利益の保護の観点から事後的な措置を必要に応じて講ずるために必要な最小限度の情報を取得するため、事前に届け出ることとしている。	総務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

1. 営業の許可・認可に係る手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
7	日本経済団体連合会	5. その他 ○ 建設業法に基づく財務諸表の様式が会社法のものとなるため、建設業の許可を受けた企業には様式変換コストが発生 ⇒ 行政側に必要な情報は提出することを前提に、会社法で定める様式の財務諸表で代用可能とすべき	建設業許可申請手続については、行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)において、行政手続コストを20%削減するとの目標が設定されていることを踏まえ、申請書類の削減・簡素化に取り組んでいるところ。 申請者と許可行政庁の負担等も踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。	国土交通省
8	日本商工会議所	飲食店、旅館、理容院、美容院、クリーニング店等を営む個人事業者が生前に営業者の地位を譲渡する場合、新規開業の手続が必要となる。また、死亡により営業者の地位を承継する際、店を継ぎたくても、孫の場合は新規開業の手続が必要になる。円滑な事業承継を推進するため、相続の場合と同様に簡素化すること。	食品衛生法及び旅館業法に基づく営業許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づく営業所開設の届出などの効果は、当該申請者並びに届出者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たに許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に定める構造設備基準に適合する旨の確認を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に許可及び届出営業者の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。 他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることではできません。 なお、旧営業者の許可を受けた状態及び届出を行った状態のまま、新営業者の許可申請及び開設届出を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。	厚生労働省
		事業承継の円滑化を図るためにも、業種ごとに要する許認可に関する手続を簡素化すること。	—	—
9	全国商工会連合会	一般酒類小売業免許(酒小売業) 【要望事項】 手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続の場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。 【現在の手続内容・負担感】 相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、事業計画書や店舗所在地の土地・建物の登記事項証明書を始め、複数の複雑な書類提出に加えて、登録免許税がかかるなど、大変な手間とコストがかかる。	平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、行政手続コストを平成32年までに20%削減すること等を内容とする「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとしており、平成30年7月から、酒類の免許申請時における財務諸表の添付省略及び申請書の記載項目の削減を実施しているところです。 また、酒類の免許申請等に要する事業者の作業時間(行政手続コスト)の計測を行うことを目的として、アンケート調査を実施しているところであり、当該調査結果も踏まえ、更なる行政手続コストの削減に向けた取組を検討することとしております。 いただいたご要望については、行政手続コストの削減の観点から、対応を検討してまいります。	財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

1. 営業の許可・認可に係る手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
9	全国商工会連合会	<p>クリーニング所開設届(クリーニング業)</p> <p>【要望事項】 手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 相続であれば申請書1枚と戸籍謄本のみ(相続人が2名以上の場合には同意書が必要、また他にクリーニング所を開設している場合はその概要書が必要)で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、開設届、構造設備の概要等の提出に加えて、保健所による適合基準の検査が必要となり、検査後も許可が下りるまでに一定期間を要するため、営業を停止しなければならないなど業務にも支障をきたすこととなる。</p>	<p>クリーニング業法に基づく営業所開設の届出の効果は、当該届出者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たにクリーニング業法に定める構造設備基準に適合する旨の確認を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に届出営業者の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。</p> <p>他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることにはできません。</p> <p>なお、旧営業者の届出を行った状態のまま、新営業者の開設届出を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。</p>	厚生労働省
		<p>建設業許可(建設業)</p> <p>【要望事項】 事業承継を行う場合は、許認可を引継ぐことを可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 個人事業主については、相続であったとしても許可を引継ぐことは出来ず、新規で申請を行う必要がある。建設業許可の申請に際しては大変な手間と労力を費やすため行政書士に依頼することが多く、経費面でも大きな負担となっている。</p>	<p>中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日)において、円滑な事業承継に向けた環境整備を行うことが重要であるとされたことを踏まえ、実現に向けた具体的な施策について検討を進めてまいります。</p>	国土交通省
		<p>食品衛生法に定める34業種に係る営業許可(飲食店、食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉販売業、魚介類販売業等)</p> <p>【要望事項】 手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 相続であれば申請書1枚と戸籍謄本のみ(相続人が2名以上の場合には同意書も)で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、業種によって詳細は異なるが、基本的には営業許可申請書、営業設備の概要・配置図等の提出に加えて、保健所による施設検査や許可申請手数料が必要となる。検査後も許可が下りるまでに一定期間を要するため、休業しなければならないなど業務にも支障をきたすこととなる。なお、新規での申請は検査が厳しく、業務上支障が無い程度の老朽化した設備も改修する必要性が生じることもあり、同じ設備を引継ぐにしても相続の場合と新規の場合で大きく異なる。</p>	<p>食品衛生法に基づく営業許可は、許可申請者に対してなされるものである。その効果は、許可を受けた者にのみ及ぶものです。</p> <p>一方で、営業者の死という偶然的な事情によって営業者の交代が行われる場合は、それにより、営業の廃止に至るのは不合理であることに鑑み、許可営業者の地位を相続によって承継する旨の規定を設けることにより、営業者の負担を軽減することとしたものです。</p> <p>したがって、生前の営業譲渡手続の場合は、上記のような理由がないことから、新しく営業者になろうとする者は、同法第52条第1項に基づき、新しく営業許可を受ける必要があります。</p> <p>なお、手続については、管轄の保健所と十分に相談しながら進めていただきたい。</p>	厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

1. 営業の許可・認可に係る手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
9	全国商工会連合会	<p>旅館業営業許可(旅館業)</p> <p>【要望事項】 手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、複数の申請書類の提出に加えて、建築基準への適合性確認を受ける必要があるなど大変な手間となっている。</p>	<p>旅館業法に基づく営業許可の効果は、当該申請者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たに許可を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に許可の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。</p> <p>他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることではできません。</p> <p>なお、旧営業者の許可を受けた状態のまま、新営業者の許可申請を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。</p>	厚生労働省
		<p>理容所・美容所開設届(理美容業)</p> <p>【要望事項】 手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、複数の書類提出に加えて、保健所による適合基準の検査が必要となり、検査後も許可が下りるまでに一定期間を要するため、営業を停止しなければならないなど、業務にも支障をきたすこととなる。</p>	<p>理容師法、美容師法に基づく営業所開設の届出の効果は、当該届出者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たに理容師法、美容師法に定める構造設備基準に適合する旨の確認を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に届出営業者の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。</p> <p>他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることではできません。</p> <p>なお、旧営業者の届出を行った状態のまま、新営業者の開設届出を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。</p>	厚生労働省
10	全国商工会連合会	<p>【建設業許可・経営事項審査に関する手続】 建設業の変更届などで貸借対照表・損益計算書を規定の用紙に記載しているが、税務署等に提出する決算報告書の添付で代用して欲しい。</p>	<p>建設業法上の決算報告書については、事業年度ごとの建設業者の経営状況を明らかにし、建設工事の発注者が閲覧できる環境を整えることによって、発注者を保護する観点から、建設業の許可を受けている全ての業者に対して提出を求めているもの。</p> <p>そのため、税務署等に提出する様式に加え、完成工事高や完成工事未収入金、労務費等の記載を求めているところであり、税務署等に提出する決算報告書の代用で可とすることは困難である。</p>	国土交通省
11	全国商工会連合会	<p>【建設業許可・経営事項審査に関する手続】 既に他の行政機関に提出している資料及び他の行政機関が保有する情報(納税証明、社会保険や労働保険の納付証明、雇用保険被保険者台帳、登記情報等)について、手続の度に改めて取り直す必要があり、手間と時間がかかるうえに手数料負担もある。各種申請時に共通する書類については、法人番号及びマイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照出来る仕組みを構築し、添付書類を省略化して欲しい。</p>	<p>建設業許可申請手続・経営事項審査に関する手続については、行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)において、行政手続コストを20%削減するとの目標が設定されていることを踏まえ、書類の削減・簡素化に取り組んでいるところ。</p> <p>申請者と許可行政庁の負担等も踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。</p>	国土交通省
12	全国商工会連合会	<p>【建設業許可・経営事項審査に関する手続】 提出書類が重複するものがあるため、申請手続について一括申請出来るようにして欲しい。</p>	<p>建設業許可申請手続・経営事項審査に関する手続については、行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)において、行政手続コストを20%削減するとの目標が設定されていることを踏まえ、書類の削減・簡素化に取り組んでいるところ。</p> <p>申請者と許可行政庁の負担等も踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。</p>	国土交通省

経済団体の意見に対する各省からの回答

1. 営業の許可・認可に係る手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
13	新経済連盟	<p>(当連盟の2017年5月24日の『保育所等の設置・運営に関する提案』より抜粋)</p> <p>地方公共団体の行政監査に対する対応コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等に対しては、自治体より、定期的に指導監査が行われることとなっているが、この際、多くの自治体では、1園につき入金と出金の最低2つの通帳を用意しなければならない。 ・現物の提示が必要とされ、ネットバンキング等が使えないケースも多い。その他の提出書類についても、電子的に提出することが認められておらず、紙の書類のみ可とされているケースが多い。 ・物理的に紙の通帳を常に用意しておかなければならず、それだけでも事業者にとっては相当のコストであるし、通帳記帳や領収書・請求書等の管理・提示、書類作成等の事務的作業が膨大となり、大きな負担。 	<p>保育所等に対する指導監査については、平成30年度中に地方自治体に対して、実態調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	1. 電子申請の利便性向上<デジタルファースト> ○ 雇用保険手続の(電子)申請における添付書類(賃金台帳・出勤簿等)の提出省略の判断が労働局ごとに異なる ⇒ 照合省略の判断基準を統一するとともに、一定の条件のもとで、企業単位での照合省略の認定制度を検討すべき	雇用保険手続の電子申請における照合省略については、業務取扱要領で具体的な基準を定めております。また、平成29年2月から電子申請における本社一括での照合省略の承認も行っているところですが、窓口申請における照合省略についても、そのあり方を検討してまいります。	厚生労働省
2	日本経済団体連合会	1. 電子申請の利便性向上<デジタルファースト> ○ 電子申請の受理結果がPDF等の画像データの場合、社内システムへの取り込みや保管が困難 ⇒ 雇用保険に関する手続の返戻データをXML形式等にするとともに、社内番号等を付したまま申請・返戻可能とすべき	雇用保険関係手続の電子申請で返戻する電子公文書については、発行後の編集、改ざんを防止する目的で、PDF形式による固定レイアウトとし、改ざん防止措置を講じているため、XML形式等による返戻は困難と考えます。	厚生労働省
3	日本経済団体連合会	1. 電子申請の利便性向上<デジタルファースト> ○ 離職票交付の電子申請後の返戻文書にリーフレット等の大量のPDFファイルが添付され、事業者のシステム容量を圧迫 ⇒ 手続1件ごとにリーフレットを添付せず、厚労省のウェブサイトにもまとめて掲載する等の対応とすべき	1枚のPDFに各種お知らせに係る厚労省等のホームページへのリンクを集約して掲載する等により、返戻文書の容量を削減する対応を順次進めていきます。	厚生労働省
4	日本経済団体連合会	1. 電子申請の利便性向上<デジタルファースト> ○ 電子申請の義務化等や税・社会保険オンライン・ワンストップの実施にあたり、企業の組織形態を踏まえた対応が重要 ⇒ シェアードサービス会社の電子申請のあり方や企業内の委任のあり方を官民で議論することが必要	提出書類の作成主体が事業主である場合には、社会保険労務士法の第2条第1項第1号(申請書等の作成)や第27条(業務の制限)を踏まえると、シェアードサービス会社においてはグループ事業会社の支援業務を行うことが可能です。 なお、支援業務の具体的な範囲は、提出する書類の作成に先だって行われる作業(事業会社から入手した給与に関する情報の給与計算システムへの入力など)や使者としての行為等になります。 今後も具体的なご意見があれば検討を行ってまいります。	厚生労働省
5	日本経済団体連合会	1. 電子申請の利便性向上<デジタルファースト> ○ 行政において、紙媒体での手続と比較して電子申請を通じた手続の処理に時間を要している ⇒ 厚労省の基本計画に基づき、電子申請の優先処理を早期に実現すべき	(厚生年金保険)繁忙期(4月)における健康保険証発行に関する電子申請の優先処理を実施しました。 雇用保険関係手続の電子申請の処理を集約し迅速化する電子申請事務センターを順次設置しているところです。今後もシステム改修等により、更なる迅速化を図っていきます。	厚生労働省
6	日本経済団体連合会	2. 行政側の担当窓口の統一<ワンストップ> ○ 電子申請により全国の事業所の雇用保険届出が本社で可能だが、照会先が全国のHWIに分散しては効率化は進まず ⇒ 全国に事業所をもつ企業については、行政の担当窓口(労基署・ハローワーク)を一か所とすることを検討すべき	雇用保険関係手続は、離職者等から給付の支給申請がある場合、要件の該当・非該当を判断するに当たって、被保険者の勤務実態を正確に把握する必要があることから、雇用管理単位である事業所ごとに管轄のハローワークで手続していただくこととしており、ハローワークの担当窓口を一か所とすることは困難と考えます。	厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
7	日本経済団体連合会	<p>3. 行政機関間の情報連携<ワンスオンリー> ○ 健康保険組合の情報照会にJ-LISを使用しない旨の要請が行われるとともに、実際の情報取得に長期を要する ⇒ 利用上の制約である厚労省の要請を見直すとともに、健保組合の情報取得にかかるリードタイムを短縮すべき</p>	<p>健康保険組合がマイナンバーを入手する手段としては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条第1項において、健保組合は、事業主(又は本人)に対してマイナンバーの提供をを求めることとしており、同法14条第2項によるJ-LISからのマイナンバー取得は、マイナンバー情報連携事務を行う上での内部管理等に活用するものと承知しております。 なお、仮にJ-LISを使用してマイナンバーを取得する場合には、対象者の4情報(氏名・生年月日・性別・住民票上の住所)が必要となりますが、健保組合では、いわゆる居所を住所として管理している場合もあり、加入者の全ての住民票上の住所を管理できている状況ではありません。そのため、精度を欠く検索となってしまうことが想定されるため、取得したマイナンバーの本人特定に課題があります。 上記のことから、健保組合におけるマイナンバー取得は、原則として事業主(又は本人)からの届け出により入手することが望ましいと考えております。</p>	厚生労働省
8	日本経済団体連合会	<p>3. 行政機関間の情報連携<ワンスオンリー> ○ マイナンバーと基礎年金番号の紐付けに失敗した場合、日本年金機構は当該被保険者のマイナンバー提供を企業に依頼 ⇒ 当該従業員の本人確認情報を確実に把握している市区町村と日本年金機構の情報連携で対応すべき</p>	<p>(マイナンバーの提供) マイナンバーと基礎年金番号の紐付けに係る作業に協力いただく際には、対象者の同一人確認のために基礎年金番号が必要となりますが、市区町村においては、厚生年金保険の被保険者に係る基礎年金番号等の情報を管理していないことから、当該業務を実施することはできません(市区町村における年金業務は、国民年金法第6条に基づき、原則として、法定受託事務である国民年金第1号被保険者のみを対象としており、当該被保険者に係る未収録者については、市区町村に確認を依頼しているところです)。 他方で、勤務先事業主の皆様におかれては、従業員の基礎年金番号等も含めた情報を管理いただいていること、マイナンバーが収録された従業員は住所変更届等の省略が可能となるといったメリットもあることを踏まえ、事業主の皆様可能な限り協力を求めているところです。</p> <p>(4情報の確認) 日本年金機構におけるマイナンバーと基礎年金番号の紐付けは、日本年金機構が保有している厚生年金保険の被保険者の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の保有している住民票の4情報と突合し、合致した場合にJ-LISより当該者のマイナンバーを取得することによって行っておりますが、事業主の皆様はマイナンバー等の確認のご協力をお願いしている確認対象者は、日本年金機構の保有している情報と、住民票の情報が相違している等の理由から、J-LISよりマイナンバーの取得が行えない方のみになります。 日本年金機構が保有している4情報は、事業主の皆様から資格取得届等をご提出いただいたことにより把握している情報ですが、日本年金機構に対して住民票の住所ではない居所で届出されていたり、氏名変更等の届出がされていない等の理由により、4情報のいずれかが住民票の情報と相違している可能性があります。 事業主の皆様において、当該被保険者のマイナンバーを把握されていない場合であっても、住民票の住所や氏名等を把握されている場合もあると考えられ、当該情報をご提供いただくことでもマイナンバーと基礎年金番号の紐付けを進めることができることから、当該被保険者に係る住所変更届等の提出にご理解・ご協力をいただくようお願いいたします。</p>	厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
9	日本経済団体連合会	3. 行政機関間の情報連携<ワンスオンリー> ○ 行政機関間の情報連携で削減できる手続や添付書類(写し)が数多く存在 ⇒ 第3号被保険者住所変更届/第3号被保険者扶養配偶者非該当届/ローマ字氏名届 ⇒ 育児休業給付金申請(受取金融機関の通帳、保育園入所不承諾通知)/高年齢雇用継続給付金申請(運転免許証か住民票)	電子申請の推進と併せて、マイナンバー制度の基盤を活用した行政機関間のバックヤード連携を進めることで、厚生年金保険被保険者の住所変更情報の更新手続等の省略を進め、事業主の申請負担の軽減を図る。具体的には、厚生年金保険被保険者の住所変更届、氏名変更届及び生年月日変更届(2号被保険者及び3号被保険者に関する生年月日変更に限る。)について、日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けが完了している厚生年金保険被保険者について、平成30年3月5日より、届出の省略を可能としました。育児休業給付金の申請に係る受取金融機関の通帳の写しの省略については、マイナンバーを介して金融機関と情報連携を行う仕組みがない中で、振込不能となり支給が遅れることを防ぐため困難と考えます。同じく保育所の入所保留の通知については、育児休業の延長時のみ提出いただく書類ですが、情報連携を行う仕組みがない中では困難と考えます。高年齢雇用継続給付金に係る年齢確認書類についてはマイナンバーの記載がある場合の省略を検討します。	厚生労働省
10	日本経済団体連合会	4. その他 ○ 厚生年金保険の届出様式の多くが改訂となったが、日本年金機構のウェブサイトにはPDF版しか掲載されていないものが存在 ⇒ PDF版の様式では手書きでの対応を余儀なくされるため、早急に新様式のエクセル版をウェブサイトに掲載すべき	日本年金機構ホームページに掲載されている様式のうち、健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧の様式につきまして、準備が整ったものから順次、エクセル版での掲載を行う予定です。	厚生労働省
11	全国商工会連合会	・創業に関する手続については、税務及び労務等多岐にわたり、創業予定者にとっては負担感の多い手続となっていることから、ワンストップで一括した申請が出来るようにすること。 ・上記のワンストップでの申請に係る手続の一括化に期間を要する場合は、まずは、以下の通り、税務及び労務について現在の手続を一括化すること。 ・税務に関する手続として、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすること。 ・加えて、創業に際して必要となる労務に関する手続(保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届等)についても、前述の税務に関する関係書類との統一化を検討すること。	【政府方針等】 ○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) ・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ーマイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。 ・規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。 【取組方針・取組時期等】 法人の納税者の皆様については、上記のスケジュールに基づいて、マイナポータルを活用した法人設立オンラインワンスストップサービスにおいて作成される税務・労務に関する手続書類のe-Tax、eLTAX、及び社会保険関係システム等への一括送信を可能とする具体策を検討中である。 また、法人設立手続のオンライン申請者に対して、マイナポータル経由で法人番号の指定・通知が可能となるよう検討中である。 税務に関する手続として、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすることについては、「3. 国税、4. 地方税」No.9に対する回答のとおり。	内閣官房(再生事務局)

経済団体の意見に対する各省からの回答

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
11	全国商工会連合会	(前ページ記載)	<p>【政府方針等】</p> <p>○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」(平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会)</p> <p>マイナポータルを利用して法人設立に必要な手続のワンストップサービスを提供するべきである。具体的には、利用者が一度手続(必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等)を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの提供を目指す。完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 2. 平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。</p> <p>【取組方針・取組時期等】</p> <p>上記のスケジュールに基づき、マイナポータルを活用した法人の設立に伴う税務・労務に関する手続のオンライン一括送信を可能とする方向で対象手続や実現方法も含め検討中である。</p> <p>税務に関する手続きとして、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすることについては、「3. 国税、4. 地方税」No.9に対する回答のとおり。</p>	内閣府(番号室) 財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
11	全国商工会連合会	(前ページ記載)	<p>【政府方針等】</p> <p>○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」(平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会)(P.19、20)</p> <p>マイナポータルを利用して法人設立に必要な手続のワンストップサービスを提供するべきである。具体的には、利用者が一度手続(必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等)を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの提供を目指す。完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 2. 平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)(P.51)</p> <p>マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。</p> <p>上記のスケジュールに基づいて、マイナポータルを活用した法人設立オンラインワンストップサービスにおいて作成される税務・労務に関する手続書類のe-Tax及びe-Gov等への一括送信を可能とする方向で検討中である。</p>	総務省
			<p>【政府方針等】</p> <p>○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」(平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会)p.19,20</p> <p>マイナポータルを利用して法人設立に必要な手続のワンストップサービスを提供するべきである。具体的には、利用者が一度手続(必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等)を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの提供を目指す。完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 2. 平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 	法務省 厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

2. 社会保険に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
12	全国商工会連合会	労働保険に関して、窓口担当者によって求められる書類が異なることがあり、分かりづらい。事業者が分かり易いように、マニュアルへの明示やインターネット上で公式的に開示して欲しい。	<p>個人事業主が雇用保険適用事業所設置届の手続を行う場合の添付書類は、業務取扱要領で、事業所の实在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況、他の社会保険の加入状況を証明することができるものとして、事業許可証(事業許可が不要の場合は、取引先等への納品書、請求書、原料買付伝票、出荷伝票、売上傳票や税務関係書類等)、工事契約書、不動産契約書、源泉徴収簿、他の社会保険の適用関係書類のうちから必要なものを添付することとしており、これらの書類では確認できない場合には、必要に応じて、公共料金等の請求書又は領収書、税務関係書類、原料買付伝票、出荷伝票、売上傳票、賃貸借契約書、事業主の世帯全員の住民票の写しのいずれか必要なものを添付することとしているところです。</p> <p>また、これらの取扱いについては厚生労働省HPに掲載している雇用保険事務手続きの手引きやハローワークで配布するリーフレット等で周知を図っているところですが、個々の事業の種類や経営の状況等により確認が必要な書類が異なる場合があるため、いずれの書類が必要になるかを一律に示すのは困難と考えます。</p>	厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	法人の異動情報の共有・一括送信(国税・地方税)を可能にすること。 例:連結親法人の所轄税務署への提出により連結子法人所轄税務署及び関係地方自治体に自動連携	<p>【政府方針等】</p> <p>○ 総務省「『行政手続コスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)(P6)</p> <p>法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化(2020年3月実施予定)</p> <p>法人納税者が設立又は異動等の際に国税当局と地方団体それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。</p> <p>財務省や地方税電子化協議会と連携し、着実に取組を進める。</p>	総務省
			<p>【政府方針等】</p> <p>○ 財務省「『行政手続コスト削減』のための基本計画」(平成30年3月末改定)</p> <p>「法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化」(総務省と連携して2020年3月実施予定)</p> <p>法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。</p> <p>「e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進」(総務省と連携して2020年3月実施予定)</p> <p>開廃業・異動等に係る申請・届出手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-TaxとeLTAX双方のソフト間の連携等を図る。</p> <p>【取組方針・取組時期等】</p> <p>関係地方自治体との情報連携については、上記の政府方針に従い、2020年3月までに実施できるよう検討を進めている。</p> <p>連結子法人所轄税務署への情報連携については、各企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。</p>	財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
2	日本経済団体連合会	<p>国・地方の申告情報につき、共有を図ること。 例: 国税の更正に伴う地方税の修正申告の自動計算化、国税の更正請求や予定申告不要法人に関する情報の国から地方自治体への共有</p>	<p>【政府方針等】 ○ 総務省「『行政手続コスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)(P6)財務諸表の電子的提出の一元化(2020年4月実施予定) 法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告をe-Taxにより行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税当局・地方団体が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出を不要とする。</p> <p>以上の方針に従い、財務省や地方税電子化協議会と連携して、取組を進めている。 なお、国税・地方税当局の連携については、これまで、財務省・国税庁・総務省の間で日頃から協議を行い、 ・給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化 ・地方団体で作成した所得税確定申告書のデータ引継 といった施策を実施してきた(いずれも平成29年1月以降実施)。</p>	総務省
			<p>【政府方針等】 ○ 財務省「『行政手続コスト削減』のための基本計画(平成30年3月末改定)「財務諸表の提出先の一元化」(2020年4月実施予定) 法人事業税における外形標準課税対象法人等が法人税の申告をe-Taxにより行い、その際財務諸表を電子的に提出している場合には、国税・地方税当局が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告において添付が必要とされる財務諸表の提出を不要とする。 (注) その他の法人税関係書類(法人税申告書等)についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。</p> <p>【取組方針・取組時期等】 国税・地方税当局の連携については、これまで、財務省・国税庁・総務省の間で日頃から協議を行い、 ・給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化 ・地方団体で作成した所得税確定申告書のデータ引継 といった施策を実施してきた(いずれも平成29年1月以降実施)ところ、特に後者については、データ引継が実現している団体は、1,741団体中713団体に留まる(平成30年3月末現在)ことから、引き続き働きかけを行っていくこととしている。 法人税の所得金額等のデータについては、各国税局と47都道府県知事との合意の下に情報記録媒体により提供を行っている。なお、現状、提供している法人税の所得金額等以外のデータであっても、e-Taxで提出された申告データについては、上記政府方針のとおり2020年4月までに情報連携を実施できるよう検討を進めている。</p>	財務省
3	日本経済団体連合会	<p>重複記載を解消すること(国税)。 例: 別表十七(四)とローカルファイル・別表十七(三)との重複、会社事業概況書における当期業績の概要と財務諸表との重複の解消 など</p>	<p>【政府方針等】 ○ 財務省「『行政手続コスト削減』のための基本計画(平成30年3月末改定)平成30年度(2018年度)税制改正において、大法人の電子申告義務化と併せて、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化(ワンズオンリー化)、認証手続の簡便化等の見直しを行い、申告データの円滑な電子提出のための環境整備を進めているところ(財務省「『行政手続コスト削減』のための基本計画(平成30年4月改定)」)。</p> <p>【取組方針】 重複記載の解消については、各企業から寄せられている声も踏まえつつ、税制改正プロセスの中で適切に検討してまいりたい。</p>	財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
4	日本経済団体連合会	共同収納制度を拡充すること(地方税)。 例:税目の拡充(固定資産税・利子割・配当割・譲渡所得割)、還付や加算金・延滞金の対象化 など	<p>【政府方針等】</p> <p>○ 総務省「『行政手続コスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)(P2) 電子納税の推進(共通電子納税システム(共同収納)の導入)(2019年10月実施予定) 一定の地方税について、納税義務者等がeLTAX運営主体が運営する共通電子納税システム(共同収納)を利用することで、全地方団体に対して、一度の手続で電子納税することができる仕組みを導入する。</p> <p>共同収納の対象税目は、平成31年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象とされている。</p> <p>今後の利用可能税目の拡大等については、地方税共通納税システム導入後のシステム更改に向けて、各税目の納税実態、課税側・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえ、検討していく。</p>	総務省
5	日本経済団体連合会	事業者負担の軽減に資するよう、地方税の様式統一及び電子化を図ること(地方税)。 例:固定資産税の納税通知書・課税明細書・名寄帳、個人住民税特別徴収税額通知 など	<p>【政府方針】</p> <p>○ 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)(P44、P54～56)において、様式ごとに必要な改善方策を講じることとしている。</p> <p>「固定資産税の納税通知書・納付書等」 平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。(平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置)</p> <p>「個人住民税の特別徴収税額通知書」 特別徴収義務者用については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。(平成30年度上期措置)</p> <p>納税義務者用については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。(平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置)</p> <p>以上の方針に従い、検討を進めていくこととしている。また、特別徴収義務者用の進捗目標については、平成30年度:30%(515団体)以上、平成31年度:50%(865団体)以上、平成32年度:70%(1,210団体)以上、と設定して、地方団体への助言を行うなどの取組を行っているところ。</p>	総務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
6	日本経済団体連合会	eLTAXのさらなる利便性向上を図ること(地方税)。 例: 利用IDの一法人複数所有の容認、源泉徴収票の送信確認の同システム内完結 源泉徴収票の本店等一括提出を行う場合の合計表付表の提出可能化など	<p>【政府方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省「『行政手続コスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)(P3~P5) ・eLTAXの利便性向上に資する地方税の共通電子納税システム(共同収納)の導入【2019年10月実施予定】 ・複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化【2019年9月実施予定】 ・地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除【2019年9月実施予定】 ・eLTAXの送信容量の拡大等の検討【2019年9月実施に向けて検討】 ・法人納税者の認証手続の簡便化【2018年4月実施】 ・更なる本人確認手続の簡便化【内閣官房における検討結果を踏まえ対応】 ・eLTAX受付時間の更なる拡大【2019年9月実施予定】 ・異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【2019年9月実施予定】 <p>以上の方針に従い、ユーザーからの要望、地方団体の課税実務等も踏まえながら、eLTAXの更なる利便性向上に取り組む。</p>	総務省
7	新経済連盟	マイナポータルで確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みの整備につき、将来的課題ではなく今後の道筋を明らかにして、早急に構築するべきである。	<p>【政府方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) 「所得税の確定申告手続の電子化の推進」 医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る(平成30年度以降順次検討、平成32年度までに結論、結論を得次第速やかに措置)。 <p>【取組方針・取組時期等】</p> <p>平成32年度までに医療費控除やふるさと納税に係る仕組みについての結論を得るべく、まずはマイナポータルを通じた確定申告に必要な情報の取得等に関する技術的課題について、関係府省庁間で詳細な検討を進めているところであり、その他の課題や年末調整手続における活用についても順次検討を進めてまいりたい。</p>	内閣官房(IT室) 内閣府(番号室) 財務省
			<p>【政府方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定) 「所得税の確定申告手続の電子化の推進」(P44) 医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る(平成30年度以降順次検討、平成32年度までに結論、結論を得次第速やかに措置)。 <p>平成32年度までに医療費控除やふるさと納税に係る仕組みについての結論を得るべく、まずはマイナポータルを通じた確定申告に必要な情報の取得等に関する技術的課題について、関係府省庁間で詳細な検討を進めているところであり、その他の課題や年末調整手続における活用についても順次検討を進める。</p>	総務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
7	新経済連盟	(前ページ記載)	<p>【政府方針等】</p> <p>○ 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) p.52 企業が行う従業員の社会保険・税手続について、ライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を平成32年度から順次開始するとともに、企業と行政機関のデータ連携を実現する方向性を本年度にまとめ、以降順次、実現に向けて取り組む。</p> <p>○ 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) 「所得税に係る年末調整手続の電子化の推進」p.44 規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に掲げた団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係する事業者(保険会社、雇用者等)の連携の上で成り立つことを踏まえ、年末調整関係書類の電子化が実施される平成32年10月以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行う(平成30年度実施)。</p> <p>「所得税の確定申告手続の電子化の推進」p.44 医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る(平成30年度以降順次検討、平成32年度までに結論、結論を得次第速やかに措置)。</p> <p>「所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等」p.45 扶養控除等の適用誤りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る(平成30年度検討・結論)。</p>	厚生労働省
8	新経済連盟	APIを活用した税務手続きのBPRによって、年末調整事務の大幅軽減(源泉徴収票や給与支払報告書の提出不要化)を検討すべき。	<p>【政府方針】</p> <p>○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定) 企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンストップ化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向けて取り組む。</p> <p>○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 企業が行う従業員の社会保険・税手続について、ライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を平成32年度から順次開始するとともに、企業と行政機関のデータ連携を実現する方向性を本年度にまとめ、以降順次、実現に向け取り組む。</p> <p>税務関係書類等の提出不要化に関しては、上記の政府方針を踏まえ、関係府省庁と連携・協力を図りながら、適切に対応していく。</p> <p>(参考)既に実施している関連施策 事業者の事務負担軽減策としては、事業者が、税務署・市町村にそれぞれ提出する必要がある給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書について、平成29年1月以降、国・地方の税務当局間の連携により、eLTAX上でのデータの一括作成・提出(電子的提出の一元化)を可能としている。</p>	総務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
8	新経済連盟	(前ページ記載)	<p>【政府方針】</p> <p>○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンストップ化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向けて取り組む。</p> <p>○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>企業が行う従業員の社会保険・税手続について、ライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を平成32年度から順次開始するとともに、企業と行政機関のデータ連携を実現する方向性を本年度にまとめ、以降順次、実現に向け取り組む。</p> <p>【取組方針・取組時期等】</p> <p>○ 税務関係書類等の提出不要化に関しては、上記の政府方針を踏まえ、関係府省庁と連携・協力を図りながら、適切に対応してまいりたい。</p> <p>○ 既に実施している関連施策(参考)</p> <p>事業者の事務負担軽減策としては、事業者が、税務署・市町村にそれぞれ提出する必要がある給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書について、平成29年1月以降、国・地方の税務当局間の連携により、eLTAX上でのデータの一括作成・提出(電子的提出の一元化)を可能としている。</p> <p>○ 今後実施予定の関連施策(参考)</p> <p>平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る」とされたことを踏まえ、年末調整手続において、従業員が、保険会社等から電磁的に交付された控除証明書を用いて簡便・正確に控除申告書を作成できるシステムの開発を進めており、従業員から事業者への控除証明書の電子提出が可能となる平成32(2020)年10月のリリースを予定している。当該システムについては、国税庁HPIにおいてアプリケーションを無償提供するほか、仕様公開を通じて民間ベンダー等によるソフトウェア開発を促進することを予定している。</p> <p>これらの取組みにより、事業者・従業員双方の事務負担が軽減されるものと考えている。</p>	財務省
9	全国商工会連合会	<p>税務に関する手続として、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一の様式として欲しい。e-TAXによる電子的な提出も可能ではあるが、現実的には創業者は経営そのものに対する準備に追われており、電子申請を行うための環境整備を自ら行うことは困難である。</p> <p>法人が地方自治体に提出する法人設立届についても、税務署に提出する様式と統一化して欲しい。</p>	<p><地方自治体に提出する法人設立届について></p> <p>【政府方針】</p> <p>○ 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)(P55)</p> <p>法人設立等の届出(地方税法第317条の2第8項)については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国统一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。(略)(平成31年9月措置)</p> <p>また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。(平成31年度措置)</p> <p>以上の方針に従い、関係省庁と連携して検討を進めている。</p> <p>【取組方針】</p> <p>開業に伴う税務関係書類の電子申請を行うための環境整備が困難な納税者の皆様に向けては、頂いたご意見を踏まえた施策(例えば重複記載を不要とする様式の改訂など。)について、納税者の皆様のニーズや費用対効果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	総務省
			<p>【取組方針】</p> <p>開業に伴う税務関係書類の電子申請を行うための環境整備が困難な納税者の皆様に向けては、頂いたご意見を踏まえた施策(例えば重複記載を不要とする様式の改訂など。)について、納税者の皆様のニーズや費用対効果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
10	全国商工会連合会	<p>・創業に関する手続きについては、税務及び労務等多岐にわたり、創業予定者にとっては負担感の多い手続となっていることから、ワンストップで一括した申請が出来るようにすること。</p> <p>・上記のワンストップでの申請に係る手続きの一括化に期間を要する場合は、まずは、以下の通り、税務及び労務について現在の手続きを一括化すること。</p> <p>・税務に関する手続きとして、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすること。</p> <p>・加えて、創業に際して必要となる労務に関する手続き(保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届等)についても、前述の税務に関する関係書類との統一化を検討すること。</p>	<p>【政府方針等】</p> <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>－マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。</p> <p>・規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。</p> <p>【取組方針・取組時期等】</p> <p>法人の納税者の皆様については、上記のスケジュールに基づいて、マイナポータルを活用した法人設立オンラインワンストップサービスにおいて作成される税務・労務に関する手続書類のe-Tax、eLTAX、及び社会保険関係システム等への一括送信を可能とする具体策を検討中である。</p> <p>また、法人設立手続のオンライン申請者に対して、マイナポータル経由で法人番号の指定・通知が可能となるよう検討中である。</p> <p>税務に関する手続きとして、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすることについては、「3. 国税、4. 地方税」No.9に対する回答のとおり。</p>	内閣官房(再生事務局)

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
10	全国商工会連合会	(前ページ記載)	<p>【政府方針等】 ○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」(平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会) マイナポータルを利用して法人設立に必要な手続のワンストップサービスを提供するべきである。具体的には、利用者が一度手続(必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等)を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの提供を目指す。完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 2. 平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。</p> <p>【取組方針・取組時期等】 上記のスケジュールに基づき、マイナポータルを活用した法人の設立に伴う税務・労務に関する手続のオンライン一括送信を可能とする方向で対象手続や実現方法も含め検討中である。</p> <p>税務に関する手続きとして、開業に伴う書類(開業届、青色申告申請届、給与支払事務所等の開設届、専従者給与の申請届等)を統一した様式とすることについては、「3. 国税、4. 地方税」No.9に対する回答のとおり。</p>	内閣府(番号室) 財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

3. 国税、4. 地方税

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
10	全国商工会連合会	(前ページ記載)	<p>【政府方針等】</p> <p>○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」(平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会)(P.19、20)</p> <p>マイナポータルを利用して法人設立に必要な手続のワンストップサービスを提供するべきである。具体的には、利用者が一度手続(必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等)を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの提供を目指す。完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 2. 平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)(P.51)</p> <p>マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。</p> <p>上記のスケジュールに基づいて、マイナポータルを活用した法人設立オンラインワンストップサービスにおいて作成される税務・労務に関する手続書類のe-Tax及びe-Gov等への一括送信を可能とする方向で検討中である。</p>	総務省
			<p>【政府方針等】</p> <p>○「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」(平成30年5月法人設立オンライン・ワンストップ化検討会)p.19,20</p> <p>マイナポータルを利用して法人設立に必要な手続のワンストップサービスを提供するべきである。具体的には、利用者が一度手続(必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等)を実施すれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの提供を目指す。完全ワンストップサービスの実現に向けて、以下のような二段階のスケジュールで、既存のシステムを最大限活用するなど効率的かつ最適な手法を検討した上で、取り組むことを目指すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度中に、まず登記後の手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 2. 平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするべく、開発等を進める。 	法務省 厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

5. 補助金の手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本商工会議所	<p>・補助金の申請書類を「原則3枚以内」とし、必要があれば、上限枚数を定めたくうえでそれ以上の枚数を認めることを、全省庁共通のルールとすること。</p> <p>・実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手続全体を通じた見直しも必要。</p>	<p>補助金の申請書類についての全省庁共通ルールが定められた場合は、当該ルールや行政手続部会の方針に則り、申請書類の簡素化等に向け検討を行う。</p> <p>また、基本計画に基づき、引き続き補助事業の手続全体の負担軽減についても取り組んでまいりたい。</p>	内閣府
			<p>補助金等の申請手続については、申請書類も含め、これまでも見直しを行い簡素化に努めてきたところであるが、今後、全省庁共通のルールが定められた場合には当該ルールや行政手続部会の方針に則って、引き続き簡素化等に努めてまいりたい。</p>	文部科学省
			<p>補助金適正化法令等の関係法令を遵守するとともに、申請書・報告書等の記載様式の簡素化、必要性の低い添付書類や一度提出した書類の再添付の廃止等、事業者の負担軽減を図ってまいります。</p> <p>また、補助金に係る事業者の負担軽減に向けて、交付申請段階のみならず、手続全体を通して見直しを行ってまいります。</p>	厚生労働省
			<p>補助金等の申請書類の簡素化については、以前、様式の統一化などの取組を行ったところであるが、今般の行政手続コストの削減に向けた基本計画によるワンスオンリーの原則を踏まえた取組等により、簡素化を検討していく。</p> <p>なお、補助事業の手続全体を通じた見直しについても、事業者の手続コスト削減に資するよう、審査の厳格性に留意しつつ、併せて検討していく。</p>	農林水産省
			<p>・「行政手続コスト」削減のための基本計画に記載のとおり「ワンスオンリー原則」「書式・様式の統一」に基づく申請書類合理化の取組を平成30年度から実施中であり、引き続き申請書類合理化の取組をおこなっていく。</p> <p>・その他の補助金手続の見直しについては、国費の用途を厳格に確認する観点も踏まえ引き続き検討をおこなう。</p>	経済産業省
			<p>・全省庁共通のルールとして上限枚数を定めるのであれば、その方針に則り、検討していく。</p> <p>・基本計画に基づき、実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手続全体を通じた見直しについても取り組んでいく。</p>	国土交通省
			<p>・補助金の申請書類についての全省庁共通ルールや申し合わせ事項が決定した場合、その方針に則り、補助金にかかる申請書類の簡素化等を行えるよう適切に努めてまいりたい。</p> <p>・行政手続コストの削減に向けた環境省基本計画に記載のとおり、申請書、届出書及び報告書等の簡素化及び重複事項の削除等、手続全体を通じた見直しを国費の用途を厳格に確認する観点も踏まえ引き続き検討を行う。</p>	環境省

経済団体の意見に対する各省からの回答

6. 調査・統計に対する協力

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	<p>1. 類似調査の集約・共通調査項目の一本化<ワンスオンリー> ○「職種別民間給与実態調査」と「賃金構造基本統計調査」との間で標本事業所の調整に努める旨が基本計画に記載⇒さらに進めて、「民間給与実態統計調査」も加えた3つの調査の集約や共通調査項目の一本化を検討すべき</p>	<p>ご意見いただいた調査の集約や共通調査項目の一本化については、第4回行政手続部会第2検討チーム(平成29年11月30日開催)において、関係省庁から、調査項目や調査方法の相違から集約してもコスト削減効果は限定的であり、かえって全体としての事業者の行政手続コストが増加する可能性があること等から調査の集約・一本化は困難である旨ご説明したところ。</p> <p>一方で、行政手続コストの削減は重要な課題であることから、第6回行政手続部会第2検討チーム(平成30年2月20日開催)及び第7回行政手続部会第2検討チーム(平成30年3月23日開催)において、行政手続部会から示された対応方針案も踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金構造基本統計調査と標本事業所が極力重複しないよう調整 ・事業所が使用する給与計算ソフトのデータの活用について検討 ・現在の調査項目の必要性について改めて精査し、調査項目を必要不可欠なものに限定などといった方策に取り組む旨ご説明し、行政手続部会でご承知いただいた上で、これらを盛り込んだ『行政手続コスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)を策定したところ。 <p>本院としては、平成32年度調査までの3年間で調査の合理化を進め、行政手続コストの20%削減を目指してまいります。</p>	人事院
			<p>ご意見いただいた「職種別民間給与実態調査」、「賃金構造基本統計調査」と国税庁で実施する「民間給与実態統計調査」(以下「本調査」という。)との集約・一本化については、第4回行政手続部会第2検討チーム(平成29年11月30日開催)において、調査項目・調査方法の相違から、集約・一本化したとしても行政手続コスト削減効果は限定的であり、かえって全体として事業者の行政手続コストが増加する可能性があることから、調査の集約・一本化は困難である旨ご説明したところ。</p> <p>しかしながら、行政手続コストの削減は重要な課題であることから、当庁では、行政手続部会でもご了承いただいた上で、『行政手続コスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)に以下の方策を盛り込んだところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した源泉徴収票等のデータを調査票に転記するツールの提供等【平成31年分調査(平成32年1月)での実施に向けて検討】 事業所が調査票を記入する段階において、オンライン等で提出した源泉徴収票等のデータと共通する項目を自動的に調査票に転記するツールの提供等を検討する。 <p>当庁としては、上記の基本計画に基づき、平成31年分調査よりこの方策を実施するなど、本調査において行政手続コスト2割削減の達成を目指してまいります。</p>	財務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

6. 調査・統計に対する協力

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	(前ページ記載)	<p>御意見いただいた「民間給与実態統計調査」及び「職種別民間給与実態調査」と厚生労働省で実施する「賃金構造基本統計調査」(以下「本調査」という。)との集約・一本化については、第4回行政手続部会第2検討チーム(平成29年11月30日開催)において、調査項目や調査方法の相違から集約してもコスト削減効果は限定的であり、かえって全体としての事業者の行政手続コストが増加する可能性がある旨御説明したところ。</p> <p>しかしながら、行政手続コストの削減は重要な課題であることから、第6回行政手続部会第2検討チーム(平成30年2月20日開催)及び第7回行政手続部会第2検討チーム(平成30年3月23日開催)において、行政手続部会から示された対応方針案も踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職種別民間給与実態調査」とできる限り調査対象事業所を重複是正 ・事業所票における新規学卒者に係る調査項目の廃止 ・オンライン調査の電子調査票として取り込むデータ仕様を開示し、民間ソフトウェア会社が開発している人事・労務ソフトウェアに対して調査票様式に沿ったデータ出力機能を備えるよう勧奨 <p>といった方策に取り組む旨御説明し、行政手続部会で御承知いただいた上、これらを盛り込んだ『行政手続きコスト』削減のための基本計画(平成30年3月改定)を策定したところ。</p> <p>当省としては、これらの方策について、統計委員会への諮問を経た上で平成32年調査より実施し、基本計画に記載した他の施策と合わせて本調査として行政手続コスト2割削減の達成を目指してまいります。</p>	厚生労働省
2	日本経済団体連合会	<p>2. 大規模調査におけるコスト削減の実施</p> <p>○ 経団連要望の「経済センサス」「工業統計調査」「商業統計調査」「法人土地・建物基本調査」が各基本計画に反映！ ⇒ 各基本計画に沿って報告者のコスト削減が実施されるよう、フォローアップを行うことが重要</p>	<p>貴団体要望の各統計調査については、各省において策定した基本計画に則ってコスト削減を実施し、行政手続部会においてフォローアップすることとなっております。</p>	総務省 経済産業省 国土交通省

経済団体の意見に対する各省からの回答

6. 調査・統計に対する協力

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
3	日本経済団体連合会	<p>3. 本分野の対象外である「情報提供に対する協力」のコスト削減<デジタルファースト><ワンスオンリー><ワンストップ></p> <p>○ 下請事業者との取引に関する調査手続 ⇒ ① 前年からの設問の変更点を明示するとともに、変更点のみの記載を認めること ② 電子ファイルでの提出を可能とすること ③ 法人番号の活用により、回答企業や下請事業者に関する基本情報の記載を省略すること等</p>	<p>下請事業者との取引に関する調査(以下、調査)は、下請代金支払遅延等防止法に基づき実施しているものであり、同法違反行為を発見するための重要な端緒となっているほか、調査を通じて同法の順守状況を点検することで、問題点を洗い出し、下請取引を適正な状態に導くことができる。</p> <p>(意見の内容①について) 調査に関する設問の回答については、用紙版でも電子版でも、設問全体を通じて下請取引の状況を把握することが必要である。設問の変更点のみの記載では、設問全体を通じて確認できる自主的な点検を省略してしまうことにもなり、自社の取引内容や支払方法等に変更が生じていた場合、それに気付かず回答してしまう懸念もある。設問全体を確認することで、結果的に例年と同じ回答選択肢を選んだとしても、自社において取引内容・方法に変更がないことの確認、又は変更が生じていた場合の法令順守状況の確認・見直しに役立つことになる。</p> <p>(意見の内容②について) 公正取引委員会では、従来、公正取引委員会オンライン共通受付システムを活用して調査を電子ファイルで提出することも可能としていたところ、利用率が低迷しており、費用対効果が見合わないとの会計検査院の意見表示等を受け、平成21年度末をもって同システムを停止している。なお、現在の調査では、主たる回答欄はマーク方式としているほか、回答用紙をウェブサイトに掲載することにより電子ファイルでの回答作成を可能とするなど、事業者向けの回答負担軽減を図っている。 中小企業庁では、用紙版による提出のほか、平成30年度から下請事業者との取引に関するWeb調査(電子版)も導入しており、提出期限を設けて電子ファイルでの提出が可能となっている。 公正取引委員会及び中小企業庁は、ウェブサイトを介した調査の提出方法の利用状況を点検しつつ、引き続き、調査の対象となる事業者に対する利便性の向上に努める。</p> <p>(意見の内容③について) 会社の概要など、いわゆる基本情報では、正しい情報を記入又は入力することで適正な調査を確保できる。ただ、現実問題としては調査の回答によっては誤記も少なからず見受けられるところ、基本情報の記載を省略した中で法人番号に誤記があった場合、突合が不能となり、調査に必要な情報が全く入手できなくなるため、記載事項の省略は適当でないことをご理解いただきたい。 なお、回答企業の基本情報のうち既に把握しているもの(郵便番号、所在地、事業者名、資本金額)については調査票にプレプリントしている。</p>	公正取引委員会 中小企業庁

経済団体の意見に対する各省からの回答

6. 調査・統計に対する協力

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
4	日本経済団体連合会	<p>3. 本分野の対象外である「情報提供に対する協力」のコスト削減<デジタルファースト><ワンスオンリー><ワンストップ></p> <p>○ エネルギー使用の合理化に関する法律と地球温暖化対策推進法・地球温暖化防止条例に基づく報告 ⇒ 経済産業省の基本計画(営業の許認可)を踏まえ、記載項目の統一や提出先の一本化を検討すべき</p>	<p>事業者の行政手続コスト削減については、「経済産業省の基本計画(営業の許認可)」(平成30年3月)において、環境省と連携して取り組んでいくこととしています。更に「第10回行政手続部会」(平成30年6月25日)において、回答させていただいたとおり、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、省エネ法・温対法の報告及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるよう、システムの抜本的な改革及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討してまいります(現行の予定では、最短で2021年度に次期システム運用開始。なお、当面の取組として、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については当該報告書を添付すればよいこととする、あるいは、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域分のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする(それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要)といった対応を例示して、今年度中に自治体に協力依頼を行うことを検討。)</p> <p>詳細については、以下をご覧くださいませよう願いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の基本計画(営業の許認可)※P.26 http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/File/basic_plan_licensing.pdf ・第10回行政手続部会 議事次第 http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20180625/agenda.html 	<p>経済産業省 環境省</p>

経済団体の意見に対する各省からの回答

7. 従業員の労務管理に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	1. 提出書類のさらなる削減<ワンスオンリー> ○ 労災保険の特別加入に関して、「特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書」と同じ情報を提出させる手続が存在 ⇒ 「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」「特別加入保険算定基礎額特例計算対象者内訳」を廃止すべき	「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」及び「特別加入保険算定基礎額特例計算対象者内訳」につきましては、年度更新時又は労働保険番号廃止時に申告いただく保険料に係るバックデータとして、算定基礎額の内訳等を記載の上、ご提出いただく書類です。 「特別加入に関する変更届・特別加入脱退申請書」のみでは、当該算定基礎額等を確認することができず、申告書上の申告額の適正性等の確認ができないことから、ご指摘いただいた二つの書類を廃止することは困難ですが、頂いたご意見を参考に、検討してまいります。	厚生労働省
2	日本経済団体連合会	1. 提出書類のさらなる削減<ワンスオンリー> ○ 国民は住所変更の際に役所に手続を行うにも関わらず、労災保険の受給者の住所変更時には労基署に手続を実施 ⇒ マイナンバー制度を活用した情報連携により、労災保険の受給者の住所変更手続を省略可能とすべき	労災年金受給者の住所変更の際の労働基準監督署への届出については、マイナンバーを用いることにより添付書類を省略できるようにしていますが、住所変更の事実そのものを自治体等から通知される仕組みはないため、受給者からの届出等によらなければ即時には把握できず、マイナンバーを用いた照会もなしえないという課題があります。 今後、ご指摘を踏まえて、受給者の負担軽減について検討してまいります。	厚生労働省
3	日本経済団体連合会	2. 本社一括届出における事業場数の拡大<ワンストップ> ○ 就業規則や36協定は本社を管轄する労基署への一括届出が可能だが、手続対象は最大50事業場までに限定 ⇒ 現行システムでは事業場数の多い企業は手続を実施できないため、一括届出が可能な事業場数の拡大を検討すべき	就業規則、36協定の電子申請による一括届の手続対象の事業場の上限について、平成32年4月からこれを引き上げる方向で検討してまいります。	厚生労働省
4	日本経済団体連合会	3. 手続の電子化の推進<デジタルファースト> ○ 労災保険の特別加入に関する提出書類は、①1枚に記入できる加入者が少ない ②手書きを前提とした書式を採用 ⇒ 企業が書類を印刷して提出しなくて済むよう、一度に多数の海外赴任者の手続を電子的に可能な書式に改訂すべき	「労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届(海外派遣者)(様式第34号の12)」については、ご要望を踏まえ、様式の改正や電子申請方法の改定について、システム改修等に要する費用を考慮しつつ、検討してまいります。	厚生労働省
5	全国商工会連合会	36協定、就業規則の届出を現在の労働基準監督署のみでなく、ハローワーク等の労働関連の複数の窓口においても受付可能とすること。	労働基準監督署以外の窓口でも手続可能とした場合、要件の具備の確認や、法令上の疑義の照会への対応を十分に行うことができず、返戻が増加する等、かえって事務処理に時間を要し、利用者の負担が生じることが考えられます。行政手続コストの削減については、電子申請の利用促進等により対応を進めてまいります。	厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

8. 商業登記等

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本商工会議所	<p>法人設立登記は、「未来投資戦略2018」において、2020年度中に、24時間以内に完了することとなったが、公証人による定款の面前確認が残り、かつ、5万円の手数料がかかるため、創業者にとって大きな負担となっている。手数料の積算根拠を検証し、引き下げるべきである。</p>	<p>定款認証を含めた法人設立手続については、「未来投資戦略2018」により、今後、24時間以内の法人設立を可能にするオプションを提供し、定款認証手続におけるオンラインでの面前確認を可能にするなどの方策により、迅速化及び利便性の向上が図られることとなった。</p> <p>御指摘の手数料に関しては、公証人は、嘱託人から受ける手数料等のみを収入としているところ、公証人が受ける手数料は、事務内容や当事者の受ける利益を基礎として、物価の状況等も考慮して政令(公証人手数料令(平成5年政令第224号))で定めている。</p> <p>現時点で直ちに定款認証にかかる手数料を見直すべき事情が存するとは考えていないが、公証人の手数料を提供される公証サービスに見合った適正なものとすることは重要であり、今後とも、上記未来投資戦略2018に基づく施策の実施状況も踏まえつつ、不断に見直しの要否について検討してまいりたい。</p>	法務省

経済団体の意見に対する各省からの回答

9. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	1. 標準的様式の使用義務化<書式・様式の統一> ○ 関係省庁の調査では、約半数の地方自治体が「活用するか検討中」と回答 ⇒ 大手企業の負担軽減には義務化が必要	○ 就労状況の確認は、保育の必要性の認定だけではなく、児童福祉法に基づき市町村が保育所への入所を調整する際に指数をつける利用調整事務にも利用されており、就労証明書をもって確認を行う地方自治体が多い。 ○ 利用調整事務の確認に必要とされる就労状況については、各地方自治体において異なっており、当該事務手続が自治事務であることを踏まえると、国から地方自治体へ標準的様式の活用を強制することは地方分権の観点から適切ではないと考えるが、引き続き、あらゆる機会を通じて、標準的様式の活用を促してまいりたい。	内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省
2	日本経済団体連合会	2. 各自治体による「独自項目」記入欄追加の不許可<書式・様式の統一> ○ 自治体が独自で記入欄を追加すれば書類の自動作成が困難 ⇒ 独自項目の追加は不許可とすべき * やむを得ず独自項目が必要な場合は「備考欄」への追加で対応とすべき	○ 利用調整事務の確認に必要とされる就労状況については、各地方自治体において異なっており、当該事務手続が自治事務であることを踏まえると、国から地方自治体へ標準的様式の項目について強制することは地方分権の観点から適切ではないと考える。 ○ とはいえ、企業等が標準的様式を元に自動入力を行うことが可能となるよう、標準的様式の項目を加除修正する場合には、当該様式の枠を修正せず、備考欄以降に必要項目を追加したり、不要項目を明示したりすべきことを地方自治体に依頼している。	内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省
3	日本経済団体連合会	3. 追加項目の有無・追加時期の明示 ○ 独自項目の追加・変更有無の目視確認が手間 ⇒ ①独自項目の有無 ②当該項目の追加日・履歴を明示すべき	○ 本年7月の標準的様式の活用状況に関するフォローアップ調査において把握している独自の加除修正項目については、各地方自治体の状況が分かるような形で公表する予定である。 ○ さらに、加除修正した履歴についても、地方自治体自らが公表するよう依頼することを検討したい。	内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省
4	日本経済団体連合会	4. 標準的様式の見直し・改定 ○ 備考欄に追加する独自項目の増加を懸念 ⇒ 備考欄の活用状況をフォローし、共通事項は標準的様式に含めるべき * 標準的様式を改定する場合は企業側の準備期間を考慮して早期に公表すべき	○ 活用やそれに向けた検討が一定程度進んでいる標準的様式自体を現時点で変更することは、普及に逆効果であると考えられるが、今後、フォローアップ調査の結果等を踏まえた標準的様式の見直しを含む必要な対応を検討してまいりたい。	内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省
5	日本経済団体連合会	5. 標準的様式の改定理由の公表 ○ 企業が自治体に精査理由を問い合わせると双方に事務負担が発生 ⇒ 自治体のウェブサイトでの公表等に対応すべき	○ 本年7月の標準的様式の活用状況に関するフォローアップ調査において把握している独自の加除修正項目については、各地方自治体の状況が分かるような形で公表する予定である。 ○ さらに、加除修正した個別の理由についても、地方自治体自らが公表するよう依頼することを検討したい。	内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省
6	日本経済団体連合会	6. 電子化のさらなる推進<デジタルファースト> ○ 企業が就労証明書を作成・印刷・押印して市役所の窓口へ提出 ⇒ 一連の手続が電子で完結できれば官民の負担軽減!	○ 自治体・多数の企業・保護者という3主体間において、就労証明書と同様の証明書等の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにどのような手法や枠組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい。	内閣官房(IT室) 内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省
7	新経済連盟	行政手続部会報告書21ページでは、『標準的様式をすでに活用または活用予定としている地方自治体がまだ半数を下回っており、50%以上が検討中』とあるが、これについては今後早急に活用してもらえるように整備すべき	○ これまで、平成30年3月に開催した都道府県向け説明会や個別の地方自治体の担当課長等との面会、8～9月に開催している市町村職員向けセミナーなどにおいて標準的様式の活用について働きかけを行っており、引き続き、あらゆる機会を通じて、活用を促してまいりたい。 ○ また、標準的様式の活用を促進するため、本年7月から実施した活用状況に関するフォローアップ調査の結果については、各地方自治体の状況が分かるような形で公表する予定である。	内閣府(子ども子育て本部) 厚生労働省

経済団体の意見に対する各省からの回答

10. 行政への入札・契約に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	日本経済団体連合会	1. 添付書類のさらなる削減<ワンスオンリー> ○ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の納付証明書・加入証明書の取得・提出も企業には負担 ⇒ 建設工事・測量における「経営事項審査」(写し)の提出も不要となる仕組みを構築すべき	当該手続については、「行政手続コスト削減に向けて」(平成30年4月24日規制改革推進会議行政手続部会)において、「経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する」とされており、経営事項審査における添付書類の削減に努めてまいりたい。	国土交通省
2	日本経済団体連合会	2. 企業に関する基本情報の重複提出の省略<ワンスオンリー> ○ 自治体独自の審査事項を定めることの意義は認めるが、企業の基本情報を重複して提出させる意義は乏しい ⇒ 全自治体における統一様式の使用や行政側での単一データベースの参照により、企業側の手続の簡素化を検討すべき	競争入札参加資格審査申請(地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方公共団体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。 ※規制改革実行計画(平成30年6月15日閣議決定)Ⅱ7(5)項番7	総務省
			公共工事の競争参加資格については、国や地方公共団体等の各発注機関ごとに定められているが、建設業者に求める申請書類や手続きに関しては、例えば一部の都道府県では管内市町村と連携し、競争参加資格の申請を共同で受け付ける電子システムを構築するなど申請企業の利便性の向上に寄与する取組が行われている。品確法の運用指針においても、入札契約に関する書類等の簡素化を図ることとされていることを踏まえ、今後、上記のような取組が全国的に普及することが必要と考えている。	国土交通省
3	日本経済団体連合会	3. 自治体間で共通した事項を記載するフォーマットの統一<書式・様式の統一> ○ 自治体独自の審査事項を定めることの意義は認めるが、各自治体で同じ情報を記載する書類の様式を変える意義は乏しい ⇒ 競争入札参加審査申請書や委任状(営業所に入札・契約の権限を委任する場合に必要)のフォーマットを統一すべき	競争入札参加資格審査申請(地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方公共団体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。 ※規制改革実行計画(平成30年6月15日閣議決定)Ⅱ7(5)項番7	総務省
			公共工事の競争参加資格については、国や地方公共団体等の各発注機関ごとに定められているが、建設業者に求める申請書類や手続きに関しては、例えば一部の都道府県では管内市町村と連携し、競争参加資格の申請を共同で受け付ける電子システムを構築するなど申請企業の利便性の向上に寄与する取組が行われている。品確法の運用指針においても、入札契約手続の統一化に努めることとされていることを踏まえ、今後、上記のような取組が全国的に普及することが必要と考えている。	国土交通省
4	日本経済団体連合会	4. 政府による電子入札の利用勧奨<デジタルファースト> ○ 調達手続の簡素化・電子化に向けては、「調達総合情報システム」「電子調達システム」のさらなる利用勧奨が必要 ⇒ 各省庁の利用促進に向けた普及啓発・フォローアップを実施すべき	「調達総合情報システム」及び「政府電子調達システム」の利用促進に向けた取組については、「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年7月20日 デジタル・ガバメント関係会議決定)に掲げられており、関係府省協力の下、システムの利用実態や改善要望を踏まえたシステム改善に取り組むとともに、競争入札参加資格申請時における添付書類の撤廃、利用者への普及啓発を2018年度から順次実施しているところ。	総務省
5	全国商工会連合会	【競争入札参加資格に関する手続】 提出書類の作成負担が大きい、有効期間の長期化及び資格の更新制を導入し、簡素な手続で更新出来るようにして欲しい。	物品・役務等の競争入札参加資格の審査に当たっては、一般競争入札参加希望者の履行能力を業績や経営規模により格付けしており、できるだけ最新の状況を確認していることから、有効期間は3年間としているところ。 なお、競争入札参加資格申請時における添付書類の撤廃に向けた取組については、「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年7月20日 デジタル・ガバメント関係会議決定)に掲げられており、関係府省協力の下、2018年度から順次実施しているところ。	総務省
			その他、国の公共工事における競争入札参加資格申請手続きについては、「入札・契約手続の簡素化に関する対応方針(平成30年2月20日規制改革推進室)」に従い、行政手続コストの20%以上削減を取組目標として設定しているところである。	国土交通省

経済団体の意見に対する各省からの回答

10. 行政への入札・契約に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
6	全国商工会連合会	【競争入札に関する手続】 入札参加から、落札の決定まで一貫して電子化して欲しい。	物品・役務等に係る競争入札参加資格申請手続については調達総合情報システム、物品・役務等に係る入札・契約手続については政府電子調達システムによって、既に電子化されているところです。	総務省
			国土交通省では平成15年度より電子入札システムを本格導入しており、国土交通省が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等における入札手続は電子化している。地方公共団体においても電子入札システムの導入が徐々に進んでおり、今後も普及に努めてまいります。	国土交通省
7	全国商工会連合会	【入札に係る契約手続】 現在、建設工事にかかる請負契約書の印紙税額は租税特別措置法で軽減措置が講じられており、一定の負担軽減に役立っている。措置期間の延長もしくは恒久的措置として欲しい。また、請負業者が中小企業や小規模事業者の場合には更に税額が軽減されるような措置も検討して頂きたい。	工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置については、平成30年度税制改正により平成32年度末まで延長が認められたところ。現行の制度では、消費税率の引上げを念頭に、契約金額1億円以下の税額を半減する等の大幅な負担の軽減措置が講じられている。国土交通省としては、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図るべく、業界と連携しつつ、状況を踏まえて適切に対応してまいりたい。	国土交通省
8	全国商工会連合会	【入札に係る契約手続】 落札後、競争入札資格申請の段階で審査されたにも関わらず、保証金を支払う必要があり、資金調達の負担がある。業種や規模、契約の種類等に応じて、保証金の減額・免除の要件緩和や契約手続期間の配慮が欲しい。	総務省では、関係法令に基づき、業種や規模、契約の種類等の区別なく、競争入札参加資格を有する者は、入札保証金を免除しているところであり、引き続き、スムーズに契約手続きができるよう配慮を行ってまいりたい。	総務省
			相手方が契約上の義務を履行しない場合に損害賠償を補填する目的で、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が、会計法上、原則として義務づけられている。国交省直轄工事では、こうした会計法上の規定を踏まえつつ、工事請負契約書において、金融機関や保証会社等の保証、保険契約の締結等による保証金の代替を可能としている。	国土交通省
9	全国商工会連合会	【競争入札に関する手続】 全般国・県・市町村で申請様式や添付する資料が異なり、事務手続が非効率になっており、営業と事務の兼務が多い小規模事業者にとって過度な負担となっている。そのため、国・県・市町村で申請書・添付書類・手続きの統一化をして欲しい。	競争入札参加資格審査申請(地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方公共団体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。 ※規制改革実行計画(平成30年6月15日閣議決定)Ⅱ7(5)項番7	総務省
			公共工事の競争参加資格については、国や地方公共団体等の各発注機関ごとに定められており、国・県・市町村それぞれの発注金額の規模等も大きく異なることから、自治体ごとに資格を統一することは困難と考えられる。一方で、建設業者に求める申請書類や手続きに関しては、国土交通省では、IoT技術等の活用や関係基準類等の改訂による書類の簡素化に取り組んでおり、一部の都道府県においても管内市町村と連携し、競争参加資格の申請を共同で受け付ける電子システムを構築するなど申請企業の利便性の向上に寄与する取組が行われている。今後も上記のような取組が全国的に普及することが必要と考えている。	国土交通省
10	全国商工会連合会	(再掲) 【建設業許可・経営事項審査に関する手続】 既に他の行政機関に提出している資料及び他の行政機関が保有する情報(納税証明、社会保険や労働保険の納付証明、雇用保険被保険者台帳、登記情報等)について、手続の度に改めて取り直す必要があり、手間と時間がかかるうえに手数料負担もある。各種申請時に共通する書類については、法人番号及びマイナンバー等の活用を通じて行政機関内で参照出来る仕組みを構築し、添付書類を省略化して欲しい。	建設業許可申請手続・経営事項審査に関する手続については、行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日)において、行政手続コストを20%削減するとの目標が設定されていることを踏まえ、書類の削減・簡素化に取り組んでいるところ。 申請者と許可行政庁の負担等も踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。	国土交通省

経済団体の意見に対する各省からの回答

10. 行政への入札・契約に関する手続

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
11	全国商工会連合会	【経営事項審査に関する手続】 工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の7割を超えるところまで必要事項を記載するが、小規模事業者は少額の工事を積み重ねているのが実情であり、7割超記載するのは煩雑作業である。そのため、小規模事業者については条件緩和して欲しい。	当該手続については、「行政手続コスト削減に向けて」(平成30年4月24日規制改革推進会議行政手続部会)において、「経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討する」とされており、経営事項審査における添付書類の削減に努めてまいりたい。	国土交通省
12	全国商工会連合会	【経営事項審査に関する手続】 準備する資料の多さと、指定された場所に赴くための手間と時間がかかることから、対面審査を省略出来ないか。	申請の手戻り防止や、審査の効率化などの観点から、対面申請を原則としている場合が多いものの、許可行政庁によっては郵送による申請も認めている場合もある。なお、現在、経営事項審査の手続も含め許可申請手続の電子化について検討進めているところであり、電子申請化が実現すれば対面審査の省略に資するものと考えている。	国土交通省

経済団体の意見に対する各省からの回答

11. 横断的な分野

No.	団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
1	新経済連盟	<p>・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に情報照会される場合、費用の妥当性(1件当たり原則10円の手数料)の検証などを実施すべき。</p>	<p>・地方公共団体情報システム機構は、法律に定められた国の機関等から法律に定められた事務の処理に関し求められた場合に、住基ネットの「本人確認情報」を提供することとされ、この場合、法律の規定に基づき手数料を徴収している。</p> <p>・この手数料は、本人確認情報を提供するためのシステムの構築・運用に要する費用に充てられているが、これだけで全ての経費をまかなえているものではなく、都道府県からの負担金を得てシステムを維持している状況にある。</p> <p>・なお、本人確認情報の提供を受けるか否かについては、法律で定められた機関等において、①その提供を受ける場合の手数料等のコストと、②提供を受けない場合に別途の手段で情報確認するコスト等を、比較した上でご判断されるものである。</p>	総務省